

1. 次の日本国憲法の条文に関して、以下の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で(A)議員の(B)以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、(C)の定めるところにより、衆議院が、(D)を開くことを求めることを妨げない。

4 (略)

(1) (A) から (D) に当てはまる適当な語句を答えなさい。

(A) (B)

(C) (D)

(2) 第五十九条に定められている法律案のほかに、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合の扱いについて、憲法に特別の定めがある事柄を、3つ全て答えなさい。

.....

(3) 第五十九条第四項に規定されている、いわゆる「みなし否決」について、次の語群から2つ以上の語句を使用して簡潔に説明しなさい。

法律案、可決、否決、三十日、六十日

.....
.....
.....

2. 次の文章を読んで、以下の(1)から(5)までの問いに答えなさい。

アメリカ合衆国の影響下にあつた第二次世界大戦後、①直接税を中心とする恒久的、安定的な税体系を目指す(A)勧告に基づいた税制が昭和25年に施行され、現在の我が国における税制の基礎となった。

昭和62～63年にかけての抜本的税制改革では、高齢化、国際化などの経済社会の構造変化を踏まえ、所得・消費・資産等の間でバランスの取れた税体系の構築が目指され、税率を3%とする消費税が平成元年4月から導入されるなどした。その後、少子高齢化の加速等を背景に平成9年には消費税率の5%への引上げ等が行われた。さらに、「(B)と税の一体改革」の下、消費税率は、平成26年に8%、(C)年に②10%へ引き上げられた。

(1) (A) から (C) に入る最も適当な語句を答えなさい。

(A) (B) (C)

(2) 下線部①について、直接税の定義を簡潔に説明しなさい。

.....

(3) 租税三原則を答えなさい。

.....

(4) 下線部②に関して、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に税率を引上げ前と同じ8%に据え置く制度の名称を答えなさい。

.....

(5) 政府が国民から租税を徴する根拠とされる「応益原則」と「応能原則」のそれぞれについて簡潔に説明しなさい。

.....

.....

.....

3. 次の文章を読んで、以下の(1)から(5)までの問いに答えなさい。

1992年、ブラジルの(ア)で開催された国連地球サミットにおいて「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同条約に基づき、1995年から毎年、①気候変動枠組条約締約国会議が開催されている。1997年に我が国で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議では(イ)議定書に合意し、同議定書は2005年に発効した。その後、2015年、気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、(ウ)協定が締結され、2016年に発効した。

(ウ)協定に基づき、各国は温室効果ガスの削減目標を示しており、我が国は2030年までに2013年比で26%削減することを目標としていたが、本年4月に②米国が主催した気候サミットにおいて、この目標を(エ)、2030年までに2013年比で(オ)%削減する新たな目標を表明した。

(1) 下線部①の略称をアルファベット3文字で答えなさい。

.....

(2) (ア)、(イ)、(ウ)に該当する都市名を答えなさい。

(ア) (イ) (ウ)

(3) (イ)議定書と(ウ)協定の違いについて、「先進国」及び「途上国」の語を用いて説明しなさい。

.....

.....

.....

(4) (エ)、(オ)に該当する語を次の語群から選びなさい。

引き上げ、引き下げ、16%、36%、46%

(エ) (オ)

(5) 下線部②に関して、気候サミットを主催した米国の大統領を答えなさい。

.....

【作文】

『私を変えた周囲の一言』